

「国家資格キャリアコンサルタント登録事務業務委託」に係る仕様書

1. 登録事務の内容（登録事務規程第5条より）

	業務項目	業務内容
(A)	登録に関する業務	システムを構築し、新規登録希望者の申請を受け、登録に関しての審査を行う。
(B)	登録の更新に関する業務	(A) と連動したシステムにより、更新希望者の申請を受け、更新に関しての審査を行う。
(C)	登録事項の変更に関する業務	登録後に生じた登録事項の変更に係る届出書を受け、システムに反映させる。
(D)	登録証の発行に関する業務	(A) (B) による審査を経て、登録証を作成し、送付する。
(E)	登録証の再交付に関する業務	登録後に登録証を滅失・損傷した場合に、再交付の申請を受け、登録証を作成し、送付する。
(F)	WEB サイト及びキャリアコンサルタントマッチング機能の運営に関する業務	(A) (B) 等とも連動した WEB サイトを構築し運営する（厚生労働省サブドメイン使用）。また、公開を希望する登録者の情報を見た外部者が、仕事の依頼を WEB 上で行うことができるようなシステムを構築し運営する。
(G)	その他キャリアコンサルタントに関する事務に関し、厚生労働大臣から指示された事項	メールマガジンの配信等、上記以外に厚生労働省より指示された業務。

2. 登録事務に関する詳細内容

(1) システム構築、及びWEB サイト構築に関する業務	
①	本仕様書及び厚労省 HP・弊会が管理する厚労省サブドメイン HP 等を参照しながら、登録事務業務の根幹となるシステム及びWEB サイトを構築する。
②	厚生労働省からの求めに応じて、「いつでもキャリアコンサルタント名簿（登録者名簿）を出力し、提供できること」が、システム構築の大きな目的の一つである。
③	システムとWEB サイトと連動させることで、登録申請者や登録者がWEB サイト上で、前出 (A) ～ (F) に関連する、登録申請、登録更新申請、登録事項変更申請、登録証再交付申請、マッチングシステムへの情報公開等、を行うことができるようにする。
④	登録者が更新に向けて、更新の要件である「更新講習の受講」の履歴等をWEB サイト上で蓄積・管理できるようにし、2. (3) ② (b) にある「総括表（仮称）」（<参考>【3】(8)）を出力できるようにする。
⑤	マッチングシステムに関しては、登録者が情報公開の可否を選択できるようにする。また、利用者（仕事を依頼する個人・法人）も2回目以降の利用の利便性を上げる為に、利用者としての登録も可能にする。
⑥	登録手数料、更新手数料、登録証再交付手数料の納入者に、システム上から領収書の発行ができるようにする。
(2) 登録に関する業務（アウトソーシング業務）	
①	申請書類の受付け（法令による申請書を使用：様式第12号の7）<参考>【3】(4) ・申請書類の受付け ⇒ 開封 ⇒ 必要な申請書類が揃っていることを確認する
②	新規登録に係る審査業務 (a) 申請条件が揃っているかチェック ・国家資格または技能検定試験において、学科試験及び実技試験の両方を合格しているか。 (b) 申請に必要な以下の書類及び条件が揃っているかチェック ・申請書に必要な事項（登録免許税である9,000円分の収入印紙貼付、申請日記入、自筆氏名、捺印）があるか。 ・住民票の発行日が3カ月以内のものであるか、申請書記載の自宅住所と合致しているか。 ・前項 (a) を証明する合格証（通知書）の写し（WEB申請の場合は画像のアップロードのみでも可とする）に必要な事項が記載されているか。 ・書類に不備等がある場合については、申請者へ不備分等の是正を求める。

③	システムへの必要情報の取り込み、及び協議会への納品 <ul style="list-style-type: none"> ・前項②の情報及び審査結果をシステムに反映させる。 ・審査及びシステムへのデータ反映が完了した後に、申請書類等一式を協議会へ納品する。
(3) 登録の更新に関する業務（アウトソーシング業務）	
①	登録更新の申請受付け（法令による申請書を使用：様式第 12 号の 8）＜参考＞【3】（5） <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の受付け ⇒ 開封 ⇒ 必要な申請書類が揃っていることを確認する。
②	登録更新の審査 <p>(a) 更新に係る条件が揃っているかチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定められた期間内に申請しているか（有効期限の 90 日前から 30 日前） ※消印日が 29 日前以後のものは失効となる ・定められた時間数の更新講習（※免除措置有）を受講しているか。 <p>(b) 申請に必要な書類は揃っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（申請日記入、自筆氏名、捺印） ・キャリアコンサルタント登録更新に係る更新講習等受講時間及び免除申告書【総括表】 （未確定書式。2.（1）④参照） ・免除措置（一部免除含む）の場合の必要書類（免除措置：＜参考＞【1】（3）③参照） ・書類に不備等がある場合については、申請者へ不備分等の是正を求める。
③	システムへの必要情報の取り込み、及び協議会への納品 <ul style="list-style-type: none"> ・前項②の情報及び審査結果をシステムに反映させる ・審査及びシステムへのデータ反映が完了した後に、申請書類等一式を協議会へ納品する。
(4) 登録事項の変更に関する業務（アウトソーシング業務）	
氏名や住所等に変更が生じた場合は、所定の様式（様式第 12 号の 10）により、届出の必要がある。	
①	氏名の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の他に、戸籍抄本等氏名の変更の事実を証明するもの（原本）、旧氏名が記載された登録証（返却分）、登録証再交付手数料の振込票、が同封されているか確認する。 ・提出物を確認し、システムへの反映、登録証の再交付を行う。
②	住所等の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書のみ提出とし、WEB による届出も可とする。
(5) 登録証の発行・再交付に関する業務（アウトソーシング業務）	
①	新規登録の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・上記（2）①～③の登録申請受付けに係る業務が完了した後、協議会による確認を経て最終

	的に審査完了となる。それら審査完了者に対して、登録手数料 8,000 円を請求し、納入が確認出来た者に対して、登録証を作成・送付する。
②	<p>登録更新の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 (3) ①～③の登録更新申請受付けに係る業務が完了した後、協議会による確認を経て最終的に審査完了となる。それら審査完了者に対して、更新手数料 8,000 円 (予定) を請求し、納入が確認出来た者に対して、登録証を作成・送付する。
③	<p>登録証の再交付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録証を紛失・損傷した場合、申請により再交付を受けることが出来る (手数料 2,000 円)。 ・ 郵送のみで受付けを行い、申請書 (様式第 12 号の 11) 及び振込票を確認した後に、登録証を作成・送付する。
(6)	その他
①	<p>メールマガジン配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者にとって有益な情報を不定期メールマガジンとして配信している。 ・ 配信内容 (原稿) は協議会が厚労省の確認を得ながら作成。 ・ 現状の配信はシステム非連動となっているが、システムと連動させることも考えたい。

<参考>

【1】キャリアコンサルタント登録及び更新に関する法令等に基づくルール

(1) 登録に際しての要件 その1 (試験合格要件)

キャリアコンサルタントに登録しようとする者は、次に示す①～④のいずれかの要件を満たす必要がある。

- ①国家資格キャリアコンサルタント試験の合格者 (学科試験及び実技試験)
- ②技能検定キャリアコンサルティング職種試験 (1級又は2級) の合格者
- ③国家資格キャリアコンサルタント試験又は技能検定キャリアコンサルティング職種試験のいずれかにおいて、学科試験及び実技試験の両方を合格している者 (下記に例示するいずれか)。
例1) キャリアコンサルタント試験の学科試験合格、及び技能検定試験の実技試験合格
例2) キャリアコンサルタント試験の実技試験合格、及び技能検定試験の学科試験合格
- ④平成28年3月迄の旧標準レベルキャリアコンサルタント試験の合格者 (経過措置対象者)
※④は2021年3月末までの期間限定措置。2021年4月以降は登録要件から除外される。

(2) 登録に際しての要件 その2 (登録時の費用)

キャリアコンサルタントの初回登録時に係る費用は、以下のとおり。

- ①登録免許税の納付 (額面9,000円分の収入印紙を申請書に貼付)
- ②登録手数料の納付 (現状ではクレジット払い又はコンビニ払い。5年間8,000円)

(3) 登録更新の要件 (5年毎の更新が求められている)

①登録有効期限内に、厚生労働大臣が指定する更新講習 (知識) 8時間及び更新講習 (技能) 30時間を受講すること。

②更新手数料を納付すること

③更新講習受講に係る免除措置

講習受講に関して、以下の免除措置がある。

- ・免除措置 (ア) 登録期間 (登録証に記載) 内に、技能検定キャリアコンサルティング職種 (1級・2級) に合格した場合は、合格証の提出をもって次回の更新時に必要とされる知識講習8時間及び技能講習30時間の受講が免除される (技能検定合格から5年のみ有効)。

※登録期間外に合格した場合は対象外

- ・免除措置 (イ) 技能検定キャリアコンサルティング職種1級を所持している者は、技能講習30時間の受講が免除される。

※登録期間外に合格した場合も対象となる

※上記（ア）と異なり、合格から5年を過ぎても有効となる。

- ・免除措置（ウ）登録期間内に、キャリアコンサルティング実務に従事していることを証明できる場合、または1級技能士であるキャリアコンサルタントにより行われるキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けたことを証明できる場合は、技能講習30時間のうち、10時間以内に限り受講が免除される。

(4) 更新申請の受付期間について

登録証に記載の「有効期限満了年月日」の90日前から30日前迄に申請しなければならない。

(5) 登録事項に変更があった場合

登録事項（氏名、勤務先・勤務先住所、自宅住所等）に変更があった場合は、所定の様式の変更届を提出しなければならない。

(6) 登録証の発行について

- ・登録手続きが完了した者に登録証を交付する。
- ・登録証は長さ54mm、幅86mmとする。（5.（5）参照）

(7) 登録証の再交付について

登録証を滅失又は損傷した場合は、所定の手続きにより、再交付を受けることができる。

再交付に係る手数料は2,000円（送料込、税込金額）。

(8) キャリアコンサルティングマッチング機能について

キャリアコンサルタントへの業務の依頼を希望する者が、WEB上で自身の情報を公開するキャリアコンサルタントを検索し、仕事の依頼を行うことができるシステムが「キャリアコンサーチ」という名称のもと稼働している。詳細は以下を参照のこと。

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/search/Matching/CareerSearchPage>

【2】参考情報

(1) 新規登録月間平均件数（実績）：470件（最少100件～最大1,200件）

(2) 更新対象者数

- ・2021年度更新対象者数：25,518名

・2022年度更新対象者数：8,299名

・2023年度更新対象者数：8,025名

(以下、毎年5,000名程度を見込む)

(3) 既存のキャリアコンサルタント検索システムに情報を公開しているキャリアコンサルタントの数

・2019年7月現在：約2,700人

【3】参考資料（参照URL、様式等）

(1) 厚生労働省 HP（キャリアコンサルティング、キャリアコンサルタント）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting.html

下段の「目的別に探す」⇒「キャリアコンサルタントになりたい方へ」「キャリアコンサルタントとして活動している方へ」を参照

(2) 国家資格キャリアコンサルタントWEBサイト

https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/request_info.html

(3) キャリコンサーチ HP（キャリアコンサルタントマッチング機能）

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/search.html>

(4) キャリアコンサルタント登録申請書（様式第12号の7）

https://www.career-cc.org/files/touroku12_7.pdf

(5) キャリアコンサルタント登録変更届出書（様式第12号の10）

https://www.career-cc.org/files/henkou12_10.pdf

(6) 登録証サンプル（以下のページ後半参照）

https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/request_keikasochi.html

(7) 更新講習受講修了証サンプル

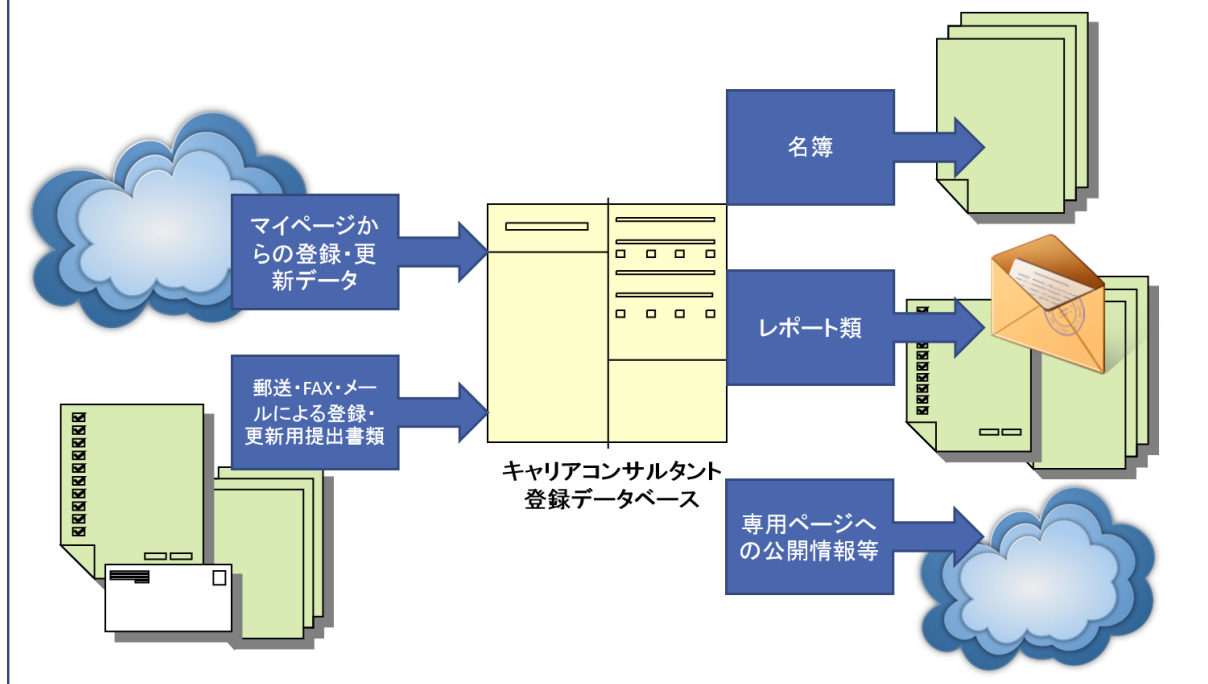
https://www.career-cc.org/files/sample_1.pdf

https://www.career-cc.org/files/sample_2.pdf

https://www.career-cc.org/files/sample_3.pdf

以上

インプット・アウトプットイメージ



キャリアコンサルタント登録システム構成イメージ

